

争議原因
謝辞が前半十一月間端し、その賃金が働工費以外に幾分比率を上げ

「労働賃金当分金當番労働者以て本日より支給する」と

「一回不服を申し立てるは、
財源主の欲する餘額不敷當と認むる者又餘額の騰りて、その財源主の自由と

争議理由

「労働者には労働者支給の
一年當戻日給の三割増しの事

期願事項

争議参加者数 謝辞 一〇名

労働者

一二名 (内輸入八名)

従業員

働工 一五〇名 (女六〇名)

名古屋市東區山田田一番街

愛知労働組合

愛知労働組合事務部の手

11月28日

法人労働組合名古屋出張所

同部職工も熱練したるに依り賃銀値上の要求をなしたものである。

経過

六月四日前記嘆願書を提出し、五日同社代表社員後藤保郎と會見したるも團
体的要求は應ぜられない。個人々々の交渉なら考慮すると返答したるも、
遂に六日より罷業に入り、會社側は働工部への波及を恐れ、臨時工四名を雇
入れて事業を繼續せんとしたるも遂に就職する能はず七日午前九時より所轄
鍋屋署に於いて労資協議の結果前記條件にて解決

あちこち
あちこち